昭和56年7月2日 東大阪都市清掃施設組合規則第1号 改正 平成19年1月31日規則第1号 平成19年6月27日規則第4号 令和2年4月1日規則第5号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)の規定に基づき、一般職に属する本組合職員(以下「職員」という。)の任用について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 採用 現に職員(法第22条第5項の規定により臨時的に任用された職員を除く。)でない者を職員に任命することをいう。
 - (2) 昇任 職員を現に有する職より上位の職に任命することをいう。
 - (3) 降任 職員を現に有する職より下位の職に任命することをいう。
 - (4) 転任 職員を昇任及び降任以外の方法で他の職に任命することをいう。

(任用の原則)

- 第3条 職員の採用及び昇任は、第9条及び第10条の規定により選考により採用する職とされている場合を除き、競争試験(以下「試験」という。)によらなければならない。
- 2 試験によって職員を採用し、又は昇任させる場合は、東大阪都市清掃施設組合人事審議委員会 (以下「人事審議委員会」という。)の作成した採用候補者名簿及び昇任候補者名簿並びに転任 候補者名簿(以下「任用候補者名簿」という。)のうちから行なわなければならない。
- 3 次の各号の一に該当する職員は、この規則の規定にかかわらず、昇任さすことができない。
 - (1) 懲戒処分を受け、当該処分の日から管理者が適当と認める期間を経過しないもの
 - (2) 休務又は休職を命ぜられているもの
 - (3) 公務によらない疾病で引続き2カ月以上欠勤しているもの
- 第4条 任命権者は試験について、国又は他の地方公共団体の機関との協定により、これらの機関に委託して又は他の地方公共団体の機関との協定により共同して実施することができる。

第2章 試験

(試験の方法)

- 第5条 採用試験は、次に掲げる方法により行うものとする。
 - (1) 筆記試験、口述試験及び身体検査

- (2) その他職務の遂行能力を客観的に判定するための試験を併せて行うことができる。
- 2 昇任試験は、職務の級又は専門的知識若しくは技術を要する職の区分に応じ、前項に準じて行うものとする。
- 3 転任試験は、採用試験の種類及び試験区分に準じてそれぞれ行うものとする。
 - (1) 転任試験は、転任させる職に係る採用試験をもつてこれにかえるものとする。ただし、任命権者から申請のあつた場合で人事審議委員会が必要と認めるときは、この限りでない。
 - (2) 転任試験に合格するためには、転任試験に相当する採用試験の合格基準点以上でなければならない。

(試験の告知)

- 第6条 採用試験の告知は、東大阪都市清掃施設組合公告式条例(昭和40年東大阪都市清掃施設組合条例第1号)に定める掲示場に掲示その他の方法により公告しなければならない。
- 2 昇任試験及び転任試験の告知は、受験資格を有するすべての職員に受験に必要な事項を周知させることができるように通知その他適切な方法により行なうものとする。

(告知の内容)

- 第7条 採用試験の告知の内容は、次の事項とする。
 - (1) 当該試験に係る職と職務の概要及びその給与
 - (2) 受験の資格要件
 - (3) 試験の方法、時期及び場所
 - (4) 受験に必要な手続き
 - (5) 前各号のほか、人事審議委員会が認める事項
- 2 昇任試験及び転任試験の告知の内容は、前各号に準じて人事審議委員会が定めるものとする。 (受験資格)
- 第8条 採用試験の受験資格は、試験の対象となる職の区分に応じ、職務の遂行上必要な最低限度 の年令、経歴、学歴等について人事審議委員会が定める。
- 2 昇任試験及び転任試験の受験資格は、任命権者が別に定める基準によるものとする。

第3章 選考

(選考により採用する職)

- 第9条 次の各号に掲げる職への採用は、選考によることができる。
 - (1) 職務の級が行政職給料表3級以上の職及びこれに相当する職
 - (2) 法令の規定に基づく免許又は資格を必要とする職で任命権者が定める職
 - (3) 特殊な専門的知識又は技術を必要とする職
 - (4) 単純な労務に雇用される職で任命権者が定める職
 - (5) 試験を行つても十分な競争者が得られないことが予想される職又は試験によることが不適 当であると認められる職

(選考により昇任する職)

第10条 職員の昇任で選考によることができる場合は行政職給料表2級以上の職及びこれに相当 する職に昇任させる場合並びに試験によることが不適当又は不必要な場合とする。

(選考の方法)

第11条 選考は、選考される者の当該職の職務遂行能力の有無を選考の基準に適合しているかどうかに基づいて判定するものとし、必要に応じ、身体検査のほか、筆記試験、実地試験、口述試験 その他の方法を用いることがある。

(選考の基準)

- 第12条 採用についての選考の基準は、職務の級、職員の区分及び組織上の地位に応じ、その職に 必要な経歴、学歴、又は知識若しくは技術を有し、かつ免許その他の資格を有することとする。
- 2 昇任についての選考の基準は、前項に規定するもののほか、勤務成績が特に良好であることを 考慮しなければならない。

第4章 任用候補者名簿

(任用候補者名筒)

第13条 任命権者は、提出された任用候補者名簿(以下「名簿」という。)に記載された事項については、変更又は訂正をしてはならない。ただし第14条及び第15条の規定により変更又は訂正を行なう場合においては、この限りでない。

(名簿からの消除)

- 第14条 任命権者は、任用候補者が次の各号の一に該当する場合においては、これを名簿から消除 することができる。
 - (1) 職員に任用された場合
 - (2) 任命権者からの照会に応答しない場合
 - (3) 心身の故障のため、当該名簿の対象となる職の職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないことが明らかになつた場合
 - (4) 前各号に定めるもののほか、当該名簿の対象となる職に必要な適格性を欠くことが明らかになった場合
 - (5) 当該試験を受ける資格を欠いていることが明らかになった場合
 - (6) 当該試験の受験申込み又は当該試験において虚偽若しくは不正の行為をし又は、しようと したことが明らかになった場合

(名簿の訂正)

第15条 任命権者は、任用候補者の氏名の変更その他名簿の記載事項について異動があつた場合又は事務上の誤りがあつた場合においては、すみやかに名簿を訂正するものとする。

(名簿の失効)

第16条 任命権者は、次の各号の一に該当する場合においては、名簿を失効することができる。

- (1) 名簿が任命権者に提出されて後、1年以上を経過した場合
- (2) 前各号のほか、任命権者が認める場合 第5章 条件付採用

(条件付採用)

第17条 職員の採用は、法第22条に基づく条件付採用の全期間終了前に任命権者が別段の措置をしない限り、その期間が終了した日の翌日において、正式のものとなる。

(条件付採用の継続)

第18条 法第22条に基づく条件付採用期間中の職員を降任又は転任させた場合においては、その条件付採用期間が引き続くものとする。

(条件付採用期間の延長)

- 第19条 任命権者は、条件付採用期間中の職員が、次の各号の一に該当すると認める場合は6カ月 以内の期間を限って、条件付採用期間の延長をしなければならない。
 - (1) 条件付採用期間の開始後6カ月間において、実際に勤務した日数が90日に満たない場合
 - (2) 正式採用となる能力の実証が充分でないと認められた場合 第6章 臨時的任用

(臨時的任用)

- 第20条 任命権者は、法第22条の3第4項の規定に基づき、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、次に掲げる場合に該当するときは、現に職員(臨時的に任用された職員を除く。)でない者を臨時的に任用することができる。
 - (1) 災害その他重大な事故のため、法第17条第1項の採用、昇任、降任、又は転任の方法により職員に任命するまでの間、その職を欠員にしておくことができない緊急の場合
 - (2) 臨時的任用を行う日から1年以内に廃止されることが予想される臨時の職に関する場合
 - (3) 前2号のほか、任命権者が必要と認める場合

(更新)

- 第21条 臨時的任用の期間は、6月を超えない期間で更新することができる。
- 第22条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下この条において「特定会計年度任用職員」という。)の採用については、第3条の規定にかかわらず、この条の定めるところによる。
- 2 特定会計年度任用職員の採用は、選考によるものとし、口述試験その他の適宜の方法による能力の実証を経て行うことができる。
- 3 任命権者は、特定会計年度任用職員の採用に当たっては、インターネットの利用、公共職業安定所への求人の申込み等による告知を行い、できる限り広く募集を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 職に必要とされる知識、経験、技能等の内容、勤務環境、任期、採用の緊急性等の事情か

ら公募により難い場合

- (2) 前年度において設置されていた職又は当年度に設置されている職(以下「当該職」という。) に任用されていた者を引き続き当該職と同一の職務内容と認められる職に任用する場合において、当該者を選考の対象とするに当たり、口述試験、当該職における当該者の勤務実績等により前項に規定する能力の実証を行うことができると認められるとき。
- 4 前項第2号の規定による公募によらない任用は、同一の者に対し連続した4回を上限とする。 (会計年度任用職員の条件付採用)
- 第23条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下この条において「会計年度任用職員」という。)に対する第21条及び第22条の規定の適用については、これらの規定中「第22条」とあるのは「第22条の2第7項において読み替えて適用する法第22条」とする。
- 2 会計年度任用職員が条件付採用期間の1月間において、実際に勤務した日数が15日に満たない場合においては、その日数が15日に達するまでその条件付採用期間が延長されるものとする。ただし、当該会計年度任用職員の任期を超えることとなる場合においては、この限りでない。
- 3 任命権者は、条件付採用期間中の会計年度任用職員について、正式採用になるためには能力の 実証が十分でないと認める場合においては、条件付採用期間を延長することができる。

第7章 その他

(特別昇任)

- 第24条 職員を特に昇任させることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。
 - (1) 公務のため死亡したとき。
 - (2) 公務のため負傷し、再びその職務を遂行することができないで退職した場合
 - (3) 勤務成績が特に良好で永年勤務した職員が退職又は死亡した場合
 - (4) その他任命権者が特に必要と認めた場合

(降任)

- 第25条 降任は、職員の分限の手続及び効果に関する条例(昭和42年東大阪市条例第21号)第2条 に規定する手続きによるものとする。
- 第26条 任命権者は、特に必要があると認めるときは、所定の手続きを経て職員を現に有する職より他の職に転任させることができる。
- 第27条 この規則の施行について必要な事項は、任命権者が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年1月31日規則第1号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年6月27日規則第4号)

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日規則第5号) この規則は、令和2年4月1日から施行する。